



各 位

平成 27 年 5 月 15 日

会 社 名 株 式 会 社 清 水 銀 行  
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 豊 島 勝 一 郎  
(コード番号 8 3 6 4 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 高 柳 充 雅  
(TEL 0 5 4 - 3 5 3 - 7 8 9 5)

### 取締役に対する株式報酬型ストックオプション導入に関するお知らせ

株式会社清水銀行（頭取：豊島 勝一郎）は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションを導入することを決議し、平成 27 年 6 月 19 日開催の第 140 期定時株主総会に付議することいたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 目 的

取締役の企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を従来以上に高めるためであります。

#### 2. 内 容

取締役の報酬と当行の企業価値を反映した株価との連動性を強め、企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的として、株式報酬型ストックオプション（権利行使価格が 1 円の新株予約権）を導入します。

当行の取締役に対する報酬等の額については、確定金額報酬を年額 270 百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額 20 百万円以内）、業績連動型報酬（社外取締役を除く取締役を対象）を当期純利益を基準とした報酬枠とすることについて、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の定時株主総会に付議しますが、これとは別枠で株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額 36 百万円を上限として設ける旨の議案を付議することとします。

株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は以下の通りとします。

##### (1) 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限は 1,200 個とします。

新株予約権の目的となる株式は当行普通株式とし、上記の 1 年間の上限を 12,000 株とします。

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 10 株とします。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当て、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものとします。

(2)新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当行に対する報酬債権と相殺するものとします。

(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(4)新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内とします。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

(5)新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとします。

(6)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとします。

(7)その他新株予約権の内容

上記(1)から(6)の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

以 上